高商連ニュース

高知県商工団体連合会　NO.924(52-1)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838　FAX088-832-3126
Ｅメール　kosyoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ　http://kosyoren.web.fc2.com/
このニュースはホームページでもご覧になれます

コロナ 資金獲得 １０億円に

仲間に制度知らせよう！ 民商がサポートします

■コロナ危機打開拡大運動（8/30現在）

	拡大					成果
	読者	会員	共済	婦人	青年	会員
安　芸	1	1	0	0	0	1
香美郡	17	9	7	0	0	12
南　国	10	0	4	0	0	4
高　知	53	27	6	4	0	23
仁淀川	8	4	5	0	0	4
須　崎	3	1	1	0	0	1
中　村	11	0	0	0	0	4
計	103	42	23	4	0	49

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

安芸 農業会員の持続化給付金申請の学習会を開催

会外の仲間も誘って参加

８月19日(水)午後１時30分から、伊尾木公民館にて、入江県連事務局長の説明で農業会員の持続化給付金申請の学習会を開催。農業の会員や従業員、家族、一緒に仕事をしている仲間の８名と川島会長が参加しました。

入江県連事務局長から、「江藤農水大臣は国会答弁で、『ほぼすべての農家が持続化給付金の対象になります。』と発言している。まだまだ制度自体を知らない人や、農業は対象外やろと諦めている人はいます。民商でサポートしてもらいながら申請して給付金を獲得しようと、周りの農家にも声をかけてゆきましょう。」と参加者に口コミで広げることの話をしました。

また、持続化給付金以外の、『家賃支援給付金』や『国保税減免制度』についての説明もありました。

参加者からは、「なす農家で１００万円もらった人がおるみたい。」、「確定申告書の控えをなくした。どうしたらえい？」、「確定申告書に売上金額が書いてない場合は？」、「確定申告書に収受日付印がない。」、「ちゃんとした売上台帳作ってない。」、「法人と個人両方あるけど。」、「事務所を借りていて家賃を払いゆう。対象になるろうか。」など、様々な質問が出ていました。

「次の申請の時は、知り合いを連れてくるきね。」と早速、話がありました。

民商では皆さんの申請をサポートしています。何としても事業継続へ力を合わせて頑張って行くためにも、利用できる制度はしっかりと利用していきましょう。

（８／31会報あき）

■コロナ相談・対策状況（８／３０現在）

	安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村	県連	計
相談件数	37	210	86	348	46	87	167	3	984
持続化給付金申込	13	107	55	230	23	42	71	0	541
県休業協力金申込	3	19	12	82	3	6	22	0	147
自治体制度申込	3	13	29	7	14	17	63	0	146
融資申込	0	13	11	46	3	3	5	0	81
生活福祉資金申込	5	18	3	30	5	4	14	3	82
雇用調整助成金申込	1	5	0	1	0	0	2	0	9
国保・介護減免	0	0	0	0	0	0	8	0	8

■資金獲得実績（累計）　＊金額は万円

8月30日現在		安芸	香美郡	南国	高知	仁淀川	須崎	中村	計
持続化給付金	件数	12	98	47	225	22	39	82	525
	金額	1,637	11,131	4,941	25,400	2,287	3,940	7,550	56,887
県休業協力金	件数	3	19	11	82	3	6	28	152
	金額	90	570	330	2,460	90	180	840	4,560
自治体制度	件数	1	13	20	7	6	17	65	129
	金額	20	262	445	70	33	170	850	1,850
融資	件数		14	3	46	3	1	7	74
	金額		13,650	3,800	11,500	2,800	1,000	1,550	34,300
生活福祉資金	件数	5	28	3	30	5	4	14	89
	金額	90	555	60	690	95	50	340	1,880
雇用調整助成金	件数	1	3		1			3	8
	金額	不明	161		50			50	261
国保、介護減免	件数							8	8
	金額							138	138
合計	件数	22	175	84	391	39	67	207	985
	金額	1,837	26,329	9,576	40,170	5,306	5,340	11,318	99,875

上記表以外に７件、８５万円の資金獲得もあります。合計は９億９９６０万円になります。

国の「持続化給付金」等や地方自治体の「給付金・支援金」等に対して課税されない仕組みの構築を求める請願

2020年、コロナ危機に対し国は、中小企業・小規模事業者への救済策の一つとして、今回の感染症拡大の影響を受け、売上が半減した事業者の事業継続を支援するため、「持続化給付金」という形で、法人事業者に対し200万円、個人事業者（フリーランス）に対し100万円を上限に給付を行っています。並びに、家賃支援給付金も法人に対して600万円、個人事業者（フリーランス）に対して300万円を上限に給付を行っています。

また、自治体においても給付金や支援金を支給し事業者支援を行っています。

しかし、現行の税制度では、国や自治体が事業者に給付する「給付金・支援金」は課税対象となるため、事業者の実質的な受取金額に影響が出ます。

事業収入の減少を理由に、事業継続を支援するための給付金でもあることから、税法上は「収益補償金」もしくは「経費補償金」として課税の対象となります。しかしながら、今回の「支援金・給付金」にあっては、緊急時における特別的な救済策であることを念頭に置き、課税対象としないようにしてください。

国におかれましては、「給付金・支援金」に対して課税されない仕組みの構築を強く要望します。

持続化給付金などに課税しないことを求める署名を集めています。ご協力ください。用紙は各民商にあります。

同趣旨の意見書が大阪市議会採択されています。(5/14)

県市町村議会にも、国への意見書決議の陳情をします。